



金沢市公報

第2580号

平成20年(2008年)3月3日
 〒920-8577
 金沢市広坂1丁目1番1号
 発行所 金沢市役所
 (題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
●告 示		○開発行為に関する工事の完了について	() 5
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	1	○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	5
●公 告		●農業委員会告示	
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境保全課)	1	○第609回金沢市農業委員会農地部会の招集について (農業委員会事務局)	5
○浄化槽保守点検業者の登録の抹消について ()	1	●公営企業告示	
○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の締結について (都市計画課)	2	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	6
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課)	5	○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について ()	6

告 示

●金沢市告示第29号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月3日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
松寺町会	事務所の所在地	金沢市松寺町寅63番地	金沢市松寺町丑155番地	平成20年2月3日
	代表者の氏名及び住所	山口 公雄 金沢市松寺町寅63番地	松本 剛 金沢市松寺町丑155番地	平成20年2月3日

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年条例第36号)第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成20年3月3日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
1	徳野設備工業株式会社	金沢市神宮寺2丁目5番3号	平成20年2月12日
7	北研エンジニアリング株式会社	金沢市松島3丁目79番地	平成20年2月15日
8	ニッコー株式会社	白山市相木町383番地	平成20年2月19日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年条例第36号)第8条第1項の規定により、次の者の浄化

槽保守点検業者としての登録を抹消したので公告します。

平成20年3月3日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	登録抹消年月日
68	有限会社ライフアセスメント	金沢市旭町3丁目13番23号	平成20年2月4日

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年3月3日

金沢市長 山 出 保

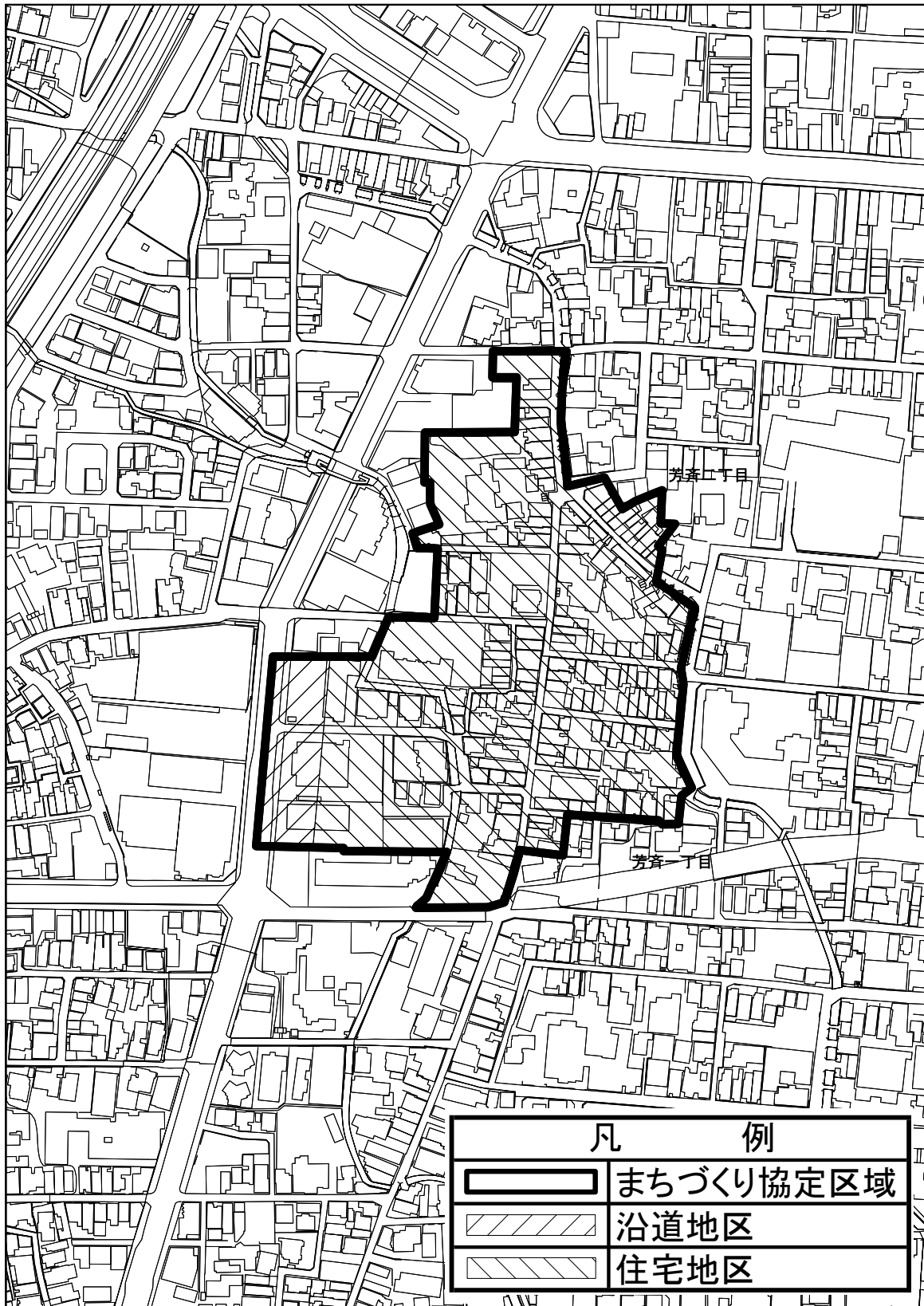
- 1 協定を締結した相手方
鞍月用水・大野庄用水界限住民等
- 2 協定を締結した年月日
平成20年2月22日
- 3 協定番号
22
- 4 協定の名称
鞍月用水・大野庄用水界限まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称	鞍月用水・大野庄用水界限 まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域	金沢市芳斉1丁目及び芳斉2丁目の各一部
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約 3.9 ha
まちづくりの目標	<p>本地区は、江戸時代より、高巖禅寺、正福寺及び真福院を中心に武士系居宅及び町家を中心としたまちが形成されてきた地区である。また、地区を縦断するように鞍月用水及び大野庄用水が流れ、歴史的にもまた、環境上も優れた地区である。現在は、JR金沢駅に近く、昭和通り沿道は県有施設が立地し、かつ背後地は、上述したように、寺があり、かつ、用水が流れ、低層で歴史性のある住宅地が形成されている。</p> <p>本まちづくり計画においては、昭和通り沿道の良好な景観を誘導するとともに、その背後地である低層で住みやすく、おもむきのある住環境を保全するとともに、良好な環境要素である寺や用水を取り込み良好な都市環境を創出し、活気溢れる都市空間の実現を目標とする。</p>
まちづくりの方針	<p>上記の目標に向け、昭和通りに面した沿道地区とその背後地の住宅地区に分け、それぞれの地区にふさわしい都市環境の創出及び住環境の保全と創出、用水の景観推進をまちづくりの基本方針とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沿道地区は、背後地の住宅地に配慮した、適切な土地利用と良好な景観を創出したまちづくり。 2 まちづくりの基本は町会、地域住民であることからその息遣いが聞こえるまちづくり。 3 用水の景観修復を目指すとともにその環境要素に十分配慮した良好な景観を有するまちづくり。 4 古い街並みと調和した住宅、共同住宅、商店及び事務所が共存したまちづくり。

地区の区分	名称	沿道地区	住宅地区
	面積	約0.3ha	約3.6ha
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号及び同条第6項各号に定める営業の用に供するもの</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(3) カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）</p> <p>(4) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（既存のもの建替えを除く。）</p> <p>(6) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定の適用を受ける団体の事務所</p>	
	建築物の高さの最高限度	20m	<p>12mとする。</p> <p>ただし、寺院等はこの限りではない。また、まちづくり協定締結時に既にこの高さを超える建築物についての既存の高さ以下の建替えはこの限りではない。</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物等の外壁の色彩は、原色を避け、低彩度の色を基調とした落ち着いた色調とする。</p> <p>2 建築物の屋根の色彩は、黒、グレー、茶、濃緑又は濃紺等落ち着いた色調とする。</p> <p>3 鞍月用水又は大野庄用水に面する建築物の屋根は勾配屋根とし、その材質は日本瓦葺き、金属瓦葺き等を基調とし、外壁は落ち着いた都市景観上支障がないものとする。</p> <p>4 屋外広告物等は、自己用とし、地域の景観に配慮した素材やデザインで都市景観上支障のないもので、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 屋上及び塔屋階に、設置しないもの。</p> <p>(2) 突出広告物にあっては、地盤面からの最高高さが20m以下で、壁面からの突出幅が1.0m以内のもの。</p> <p>(3) 点滅灯、回転灯及びネオンサインを、使用しないもの。</p> <p>(4) 可変表示装置を設置しないもの。</p>	
		<p>(5) 屋外広告物の表示面積の合計は、10㎡以下とする。</p>	<p>(5) 屋外広告物の表示面積の合計は、3㎡以下とする。</p>
垣又はさくの構造の制限	<p>1 道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 生垣、植栽、板塀、土塀又は透過性フェンスによるもの。</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石積等で高さ0.6m以下のもの。</p> <p>2 駐車場や空地には、出入り口以外の箇所に、植栽を設けるよう努める。</p>		
その他の事項	<p>1 店先や建物周りに植栽を設けたり、窓辺やベランダなどに花や緑を飾るなど、近隣の公園や用水へと続く、緑のネットワークを形成する。</p> <p>2 地域住民は、ゴミゼロを目指して定期的に用水及び道路等の公共空間の清掃に取り組む。</p> <p>3 屋外機器等は街並みを考慮し目隠し等、建築デザインの中に組み込む。</p> <p>4 自動販売機を設置する場合は、周辺の街並み景観の調和を図る。</p> <p>5 アダルトビデオ、アダルト雑誌等の自動販売機を設置してはならない。</p> <p>6 冬期間の道路除雪については、住民や事業者の協力のもと、地域が主体となって取り組む。</p> <p>7 地震等災害時においては、地域住民協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導に努める。</p>		

- 8 長屋、共同住宅を建築する場合は、敷地内に戸数に応じた駐車場を確保する。
- 9 空き地、空き家等の所有者又は管理者は、防火、廃棄物の管理、防犯等地域の安全措置に関する事項を町会と協議し、さらに、地域の都市環境の向上を図るため、敷地内の緑化を配慮し、景観等の保全に努める。

鞍月用水・大野庄用水界限まちづくり協定区域図



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年3月3日

金沢市長 山 出 保

新たに指定した道路の位置等

指定年月日	位置指定申請者	道 路 の 位 置			
		起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)
平成20年2月22日	石川郡野々市町押野1丁目 73番地 朝倉 明弘	金沢市八日市1丁目195 番1先	金沢市八日市1丁目195 番2先	5.22 ～ 5.30	36.40

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成20年3月3日

金沢市長 山 出 保

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市山王町1丁目396番2から396番5まで及び東長江町毛5番6から5番13まで	道路 金沢市山王町1丁目396番4、東長江町毛5番12及び5番13	金沢市玉鉾1丁目302番地 株式会社 トミワ 代表取締役 橘 富雄
金沢市大野町4丁目169番1及び169番3から169番7まで	道路 金沢市大野町4丁目169番4	金沢市金石東1丁目1番58号 マルセ実業株式会社 代表取締役 藤井 敏樹
金沢市長土堀3丁目86番2及び86番4	道路 金沢市長土堀3丁目86番4	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 住友不動産株式会社 都市開発事業本部 執行役員開発部長（西日本担当） 川合 謙一

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成20年3月3日

金沢市長 山 出 保

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第5号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第609回金沢市農業委員会農地部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月3日

金沢市農業委員会

農地部会長 島 田 傳 治

1 日時

平成20年3月7日午前11時

2 場所

金沢市役所502会議室

3 議案

- (1) 標準小作料(改訂)の決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第3号

金沢市ガス供給条例(昭和60年条例第48号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月3日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

1 平成19年7月1日から同年12月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化プロパン平均価格 75,930円
 (2) 1トン当たり液化ブタン平均価格 77,880円
 (3) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 49,980円
 (4) 1トン当たり平均原料価格 50,780円(条例第20条の3第2項第1号に規定する算式により算定した金額は、66,600円となるが、同号に規定する50,780円以上の金額となるため、同号の規定により50,780円とする。)

2 原料価格変動額 19,000円

算式 50,780円(1トン当たり平均原料価格) - 31,740円(1トン当たり基準平均原料価格) = 19,000円(100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 19,000円(原料価格変動額) / 100円 × 0.095円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に18.05円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。

4 平成20年4月1日から平成20年9月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が25立方メートルまでの場合)	620円	205円52銭
B表 (1箇月の使用量が25立方メートルを超え250立方メートルまでの場合)	900円	194円32銭
C表 (1箇月の使用量が250立方メートルを超える場合)	2,550円	187円72銭

●金沢市公営企業告示第4号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月3日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群及び瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成19年7月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 50,020円(条例第20条の3第2項第1号に規定する算式により算定した金額は、75,930円となるが、同号アに規定する50,020円以上の金額となるため、同号の規定により50,020円とする。)

- (2) 原料価格変動額 18,700円
算式 $50,020円(1トン当たり平均原料価格) - 31,260円(1トン当たり基準平均原料価格) = 18,700円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 + 18,700円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に38.14円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。
- (4) 平成20年4月1日から平成20年9月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	370円74銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	361円64銭

2 南森本供給地点群

- (1) 平成19年7月1日から同年12月31日までの平均原料価格
1トン当たり 33,470円(条例第20条の3第2項第1号に規定する算式により算定した金額は、75,930円となるが、同号イに規定する33,470円以上の金額となるため、同号の規定により33,470円とする。)
- (2) 原料価格変動額 12,500円
算式 $33,470円(1トン当たり平均原料価格) - 20,920円(1トン当たり基準平均原料価格) = 12,500円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 + 12,500円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に25.50円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。
- (4) 平成20年4月1日から平成20年9月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	338円57銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	329円47銭

3 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成19年7月1日から同年12月31日までの平均原料価格
1トン当たり 50,160円(条例第20条の3第2項第1号に規定する算式により算定した金額は、75,930円となるが、同号ウに規定する50,160円以上の金額となるため、同号の規定により50,160円とする。)
- (2) 原料価格変動額 18,800円
算式 $50,160円(1トン当たり平均原料価格) - 31,350円(1トン当たり基準平均原料価格) = 18,800円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 + 18,800円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に38.35円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。
- (4) 平成20年4月1日から平成20年9月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	428円27銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	419円17銭

平成20年(2008年)3月3日 印刷

発行人

金 沢 市

平成20年(2008年)3月3日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)